

副本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被告 国 ほか1名

## 文書提出命令申立てに対する意見書

令和5年2月24日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

井 上 恵 理 子

古 川 善 健

西 方 俊 平

被告国は、本書面において、令和5年1月23日付け原告の文書提出命令申立書（以下「本件文提申立書」という。）による文書提出命令の申立て（以下「本件文提申立て」といい、本件文提申立ての対象文書を「本件各対象文書」という。）について、以下のとおり意見を述べる。

なお、略称等は、本文中に新たに用いるほかは、従前の例による。

## 第1 結論

本件文提申立ては、速やかに却下されるべきである。

## 第2 理由

### 1 本件各対象文書の概要

本件各対象文書のうち、本件文提申立書別紙2の「供述調書及び証拠書類一覧表」の2544番ないし2556番の各文書に添付された各捜査メモは、警視庁公安部警察官が、経済産業省職員から第1事件（外為法違反）における噴霧乾燥器（RL-5型）の客観的規制要件該当性に関して聴取したとする内容を、平成29年10月10日から平成30年2月27日までの間にそれぞれ記載したメモである（以下、これらの文書を「経済産業省職員聴取メモ」という。）。また、本件各対象文書のうち、前記一覧表の2557番ないし2560番の各文書に添付された各捜査メモは、警視庁公安部警察官が、CISTEC職員から原告会社が製造する噴霧乾燥器に関するCISTEC職員と原告会社職員とのやりとり等を聴取したとする内容を、平成29年10月31日から平成30年2月5日までの間にそれぞれ記載したメモである（以下、これらの文書を「CISTEC職員聴取メモ」という。）。

### 2 本件各対象文書を取り調べる必要性がないこと

#### (1) 証拠調べの必要性の要件について

文書提出命令の申立ては、書証の申出の一方法であるから（民事訴訟法 219 条）、当該文書を取り調べる必要性があるかどうかはまず判断されなければならない（民事訴訟法 181 条 1 項）。取り調べる必要性がないと判断される場合としては、「証明すべき事実」（立証命題）から考えて、①その立証命題そのものが当該事件の解決にとって関連性がない場合、②その事実が既に他の証拠により証明十分である場合、③立証命題には問題がないが、それに対して当該文書の関連性がない場合が挙げられる（門口正人ほか「民事証拠法大系第 4 巻」171 ページ参照）。

**(2) 本件各対象文書は、いずれも証拠調べの必要性がないこと**

原告らは、本件文提申立書において、証明すべき事実として、本件要件ハに関する「平成 28 年 6 月 2 日及び平成 30 年 2 月 21 日時点における経済産業省の解釈及び運用に関する以下の事実」とした上で（本件文提申立書 2 ページ）、本件文提申立書 3 及び 4 ページの (1) ないし (4) の各事実を挙げている（以下、同 (1) ないし (4) の各事実を「証明すべき事実・小項目 (1)」などという。）。そして、経済産業省職員聴取メモについて、「本件噴霧乾燥器の輸出当時に経済産業省が本件要件ハについていかなる解釈運用を行っていたかを具体的かつ詳細に明らかにする点において、本訴訟の争点に関する原告らの立証に必要不可欠な文書である」（本件文提申立書 6 ページ）としていることからすると、証明すべき事実・小項目を証明することによって、本件要件ハに関する「平成 28 年 6 月 2 日及び平成 30 年 2 月 21 日時点における経済産業省の解釈及び運用」を証明することを意図するものと解される（以下、これを「証明すべき事実・大項目」という。）。

**ア 経済産業省職員聴取メモについて**

本件各対象文書のうち、経済産業省職員聴取メモは、前記 1 で述べたとおり、警視庁公安部警察官が経済産業省職員から聴取したとする内容を記

載したものであるところ、以下で述べるとおり、これを取り調べる必要性はない。

(7) まず、「証明すべき事実・大項目」（平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における本件要件ハに関する経済産業省の解釈やその運用）については、令和4年5月11日付け原告の調査嘱託申立書の調査事項(1)に対する回答である同年9月14日付け経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長の「調査嘱託書に対する回答について」の1ないし3ページの記載のほか、平成30年8月10日付け同課長の「捜査関係事項照会書に対する回答について」（丙3）、令和4年4月18日付け同課長の「争訟事件に関する資料の提供について（依頼）に対する回答について」（丙25）からも明らかであるから、原告らが経済産業省職員聴取メモによって証明しようとしている事実は、既に他の証拠によって証明十分といえる。

したがって、経済産業省職員聴取メモを取り調べる必要性はない（前記②の観点）。

(4) 前記(7)からすると、これ以上に「証明すべき事実・小項目(1)」などに係る証拠調べの必要性の有無を検討する必要はないとも思われるが、この点をおくとして、原告らは、経済産業省職員聴取メモを取り調べることにより、「証明すべき事実・小項目(1)」及び「証明すべき事実・小項目(2)」、すなわち、経済産業省が本件要件ハの解釈について事業者に周知しなかった事実が証明されることによって「証明すべき事実・大項目」、すなわち、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における本件要件ハの解釈や運用が明らかになると主張しているものと解される（本件文提申立書2、3ページ）。

しかし、経済産業省の事業者に対する本件要件ハの解釈の周知状況い

かんにより、「証明すべき事実・大項目」が客観的に明らかになったり、その内容が特定されたりするものではない。すなわち、経済産業省が事業者に対し、本件要件ハの解釈を周知していなかったとしても、それにより経済産業省の本件要件ハの解釈や運用が明らかになるものではないので、原告らが挙げる「証明すべき事実・小項目(1)」及び「証明すべき事実・小項目(2)」に係る立証命題そのものが、本件事件の解決にとって関連性がない。

したがって、前記立証命題との関係において、経済産業省職員聴取メモを取り調べる必要はない(前記①の観点)。

- (ウ) また、原告らは、経済産業省職員聴取メモを取り調べることによって、「証明すべき事実・小項目(3)」及び「証明すべき事実・小項目(4)」、すなわち、警視庁公安部警察官から聴取を受けた際の経済産業省職員の回答内容や発言内容が証明され、これによって「証明すべき事実・大項目」、すなわち、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における本件要件ハの解釈や運用が明らかになると主張しているものと解される(本件文提申立書2及び3ページ)。

しかし、経済産業省職員聴取メモに記載された経済産業省職員の回答内容や発言内容は、仮にそのような回答や発言自体があったとしても、経済産業省の解釈及び運用に関係のない事項であるか、同職員の個人的な所感等を中心に述べたものにすぎず、経済産業省の有権解釈(公権的解釈)を述べたものとは言えない。さらに言えば、「捜査メモ」との表題からも明らかなおり、経済産業省職員聴取メモは、警視庁公安部警察官が経済産業省職員聴取メモの被聴取者である経済産業省職員の記載内容の確認を得ないで作成したものと考えられ、やりとりの全てが記載されているものでも、記載内容の正確性が担保されているものでもない。

したがって、そのような経済産業省職員聴取メモの内容により、個別の経済産業省職員の正確な認識・やりとりが明らかになることもなければ、「証明すべき事項・大項目」が客観的に明らかになったり、その内容が特定されたりすることもないから、警視庁公安部警察官が作成したにすぎない経済産業省職員聴取メモの内容と、「証明すべき事実・小項目(3)」及び「証明すべき事実・小項目(4)」に係る立証命題とは関連性がないため、経産省職員聴取メモを取り調べる必要はない(前記③の観点)。

#### イ C I S T E C職員聴取メモについて

本件各対象文書のうち、C I S T E C職員聴取メモは、前記1で述べたとおり、警視庁公安部警察官がC I S T E C職員から聴取したとする内容を記載したものであるところ、以下で述べるとおり、これを取り調べる必要性はない。

そもそも、C I S T E Cは、国際的な平和及び安全の維持・確保に寄与することを目指し、我が国の経済活動と調和した合理的な輸出管理を実現するとともに、国際条約等に基づく法や規則の国際的な調和の確保の推進を図ることを目的として設立された民間の非営利総合推進機関であって(丙A第18号証・1ページ)、経済産業省とは別組織であり、経済産業省所管の法令の解釈や運用を行うものではないので、警視庁公安部警察官がC I S T E C職員から聴取したとする内容によって「証明すべき事実・大項目」が直接明らかになる関係にはない。

そして、「証明すべき事実・大項目」については、既に法令を所管し、本件要件八に関する経済産業省の解釈及び運用を明らかにするものとしてもっとも適切なものによる他の証拠(令和4年9月14日付け経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長の「調査嘱託書に対する

回答について) 等によって証明十分であることは、前記ア(7)で述べたことと同様であるから、CISTEC職員聴取メモを取り調べる必要はない(前記②の観点)。

さらに、この点をおくとしても、「証明すべき事項・小項目(1)」及び「証明すべき事項・小項目(2)」に係る立証命題そのものが、本件事案の解決にとって関連性がないことは(前記①の観点)、前記ア(4)で述べたとおりであり、「証明すべき事項・小項目(3)」及び「証明すべき事項・小項目(4)」がCISTEC職員聴取メモによって明らかにされることがないことも明らかである(前記③の観点)。

そうすると、CISTEC職員聴取メモの内容と、「証明すべき事項・大項目」、すなわち、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における本件要件八に関する経済産業省の解釈及び運用や、「証明すべき事項・小項目(1)ないし(4)」とは、関連性がないから、CISTEC職員聴取メモを取り調べる必要性はない。

(3) 以上のとおり、本件各対象文書は、いずれも証拠調べの必要性がないから、本件文提申立ては却下されるべきである。

3 本件各対象文書は民事訴訟法220条3号後段の法律関係文書に該当しないと解されること

(1) 法律関係文書の意義について

原告らは、本件文提申立書において、民事訴訟法220条3号後段の法律関係文書性を文書提出の義務の原因に挙げ、本件文提申立てをしているところ(本件文提申立書4ページ)、本件各対象文書は、法律関係文書に該当しない。以下、詳述する。

ア 民事訴訟法220条3号後段の「法律関係」の一般的意義

民事訴訟法220条3号後段の「法律関係について作成された」の意義

については、平成8年法律第109号による改正前の民事訴訟法312条3号後段の「法律関係ニ付作成セラレタ」と同義のものである。そして、同号後段の「法律関係」とは、もともと、その発生原因が挙証者と所持者の間の契約関係である場合を予定して設けられたものであり（斉藤秀夫・注解民事訴訟法(5)202ページ、伊藤瑩子「証拠保全手続における診療録提出命令」民事訴訟法判例百選（第2版）（別冊ジュリスト76号）221ページ）、従来、法律関係文書の具体例として挙げられていたのも、契約関係又はそれに準ずるものに限られていた（兼子一ほか「条解民事訴訟法（第2版）」1195及び1196ページ）。そうすると、民事訴訟法220条3号後段の「法律関係」の意義については、前記の立法趣旨からかけ離れた解釈は許されない。

この点につき、最高裁平成16年5月25日第三小法廷決定・民集58巻5号1135ページ（以下「平成16年最高裁決定」という。）に関する最高裁判所判例解説（加藤正男・最高裁判所判例解説民事篇平成16年度(上)337ページ。）及び最高裁判所平成17年7月22日第三小法廷決定・民集59巻6号1837ページ（以下「平成17年最高裁決定」という。）に関する最高裁判所判例解説（加藤正男・最高裁判所判例解説民事篇平成17年度(下)499ページ。）は、訴訟物自体が「法律関係」であるという見解について、「訴訟物たる権利義務に関連のある事項を記載した文書でありさえすれば提出義務があるということにもなりかねないのであって、このような見解も採り得ない」（前者につき348ページ、後者につき510及び511ページ）としており（最高裁令和2年3月24日第三小法廷決定・民集74巻3号455ページに関する最高裁判所判例解説（作田寛之・法曹時報74巻6号119ページ）133ページも同旨。）、「法律関係」の意義につき、一定の限定が必要であるとしている。

また、民事訴訟法220条3号後段は、「挙証者と文書の所持者との間の「法律関係」について作成されたとき」という要件を規定している以上、その「法律関係」という文言の有する一般的意義を離れて解釈することも認められるべきではない。一般に、「法律関係」とは、「人類の社会生活関係のうちで法律の規律を受けるもの」をいい、「一定の生活関係が法律の規律を受けるとするのは、結局、この生活関係から生ずる効果が、単に道徳・宗教・慣習などの力によって保障されるだけではなく、法律の力によって保障されること」であり、「法律関係においては、一定の生活関係が存在すると、これについて法律的保障のある一定の効果が発生することになる。そして、この効果を法律効果といい、この法律効果を生ずる生活関係を法律要件という」とされている（我妻榮「新訂民法総則（民法講義I）」230及び231ページ）。

したがって、民事訴訟法220条3号後段の「法律関係」とは、挙証者と文書の所持者との間に、法律要件、法律効果として把握することができる権利・義務の関係があることを意味するというべきである。

#### イ 刑事事件関係書類における「法律関係」の意義

(7) 民事訴訟法220条4号は、文書提出義務を一般義務とした規定であるが、これに伴い、刑事事件に係る訴訟に関する書類は一律に除外文書とされている（同条4号ホ）ところ、その趣旨は、次のとおりであるとされている。

a まず、刑事事件関係書類は、刑事事件における実体的真実の解明という公益の追求のため、関係者の名誉・プライバシーについてまで深く立ち入って作成されるものである。そのため、刑事事件関係書類又は刑事事件に係る押収文書が開示された場合には、①捜査の進捗状況、捜査手法等が明らかになり、関係証拠の隠滅や犯人の逃走が図られる

など、捜査や公判に不当な影響が生ずること、②被告人・被害者など関係人の名誉・プライバシー等に対して重大な侵害が及ぶこと、③犯罪の手口が開示され、模倣犯の出現・犯罪手口の巧妙化等、公の秩序に反する結果が生ずること、④前記の結果、当該事件だけでなく、他の事件についても、将来の捜査や公判において国民の協力を得ることが困難になることなどの様々な弊害が生ずるおそれがある（深山卓也ほか「民事訴訟法の一部を改正する法律の概要（下）」ジュリスト1210号174ページ、武智克典「民事訴訟法の一部を改正する法律の概要」・民事月報56巻10号34ページ）。

- b 他方で、刑事事件関係書類については、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律等において、それぞれの文書の性質に応じて、文書を開示した場合に生ずるおそれのある前記の弊害と開示することにより得られる公益との調整を考慮した上で、その開示の要件・方法等について独自の規律が設けられている。

そのため、民事訴訟において、裁判所が、これらの開示手続により開示が認められている範囲を超えて刑事事件関係書類の提出を命ずることになると、関係者の名誉・プライバシー等に対して重大な侵害が及び、また捜査の秘密・公判の適正を確保することができなくなるなどの弊害が生ずるおそれがある（以上は、前掲深山ほか・174及び175ページ、前掲武智・34及び35ページ）し、結局は、前記各法律において、関係文書の性質に応じて、開示の要件を定めた趣旨を没却することになりかねない。

- c しかも、前記のとおり、刑事事件関係書類は、民事訴訟法220条4号ホにより一般開示義務の対象から除外されているところ、同号の

他のイないしニの除外事由については、その該当性判断をするため必要があるときは、文書の所持者にその提示をさせるインカメラ手続をすることができる」と規定する（同法223条6項）が、同法220条4号ホはここで除外されており、そもそも外形的・形式的基準によって類型的に判断されることが予定されている（前掲門口・180ページ〔注(15)〕、前掲深山ほか・179ページ）ことからすれば、刑事事件関係書類は、一律に除外する趣旨と考えられる。

そうすると、民事訴訟法220条の統一的解釈という観点からすれば、同条3号の解釈に当たり、同号の本来の規定の解釈から離れて安易な拡張解釈をすることは、法が刑事事件関係書類の文書提出義務の一般義務化を一律に否定した趣旨に反することから、許されるべきではない。

- (イ) 以上を踏まえ、刑事事件における「法律関係」について検討するに、例えば、いわゆる任意捜査は、その目的を達成するための強制の処分にわたらない限りにおいて、手段、方法に特段の制限がなく、捜査官の判断と裁量によって行うことができるとされており、刑事事件の関係者は、その意に反して義務を課せられることはないのであるから、捜査機関が任意捜査をしたからといって、捜査機関と被疑者との間に何らかの権利・義務の関係が発生したとみることはできず、すなわち「法律関係」があるとはいえない。これに対して、逮捕・勾留、搜索・差押えといったいわゆる強制捜査は、刑事訴訟法に特別の規定がある場合に限り（同法197条1項ただし書）、同法の規定に従って被疑者ないし関係者に強制力を用いて行うものであり、ここに同法上の権限行使とその受忍義務の発生・変更・消滅といった権利・義務の関係を認めることができる。

したがって、刑事事件に関しては、逮捕・勾留、搜索・差押えといっ

た個別の刑事訴訟法上の権限行使とそれに対応する受忍義務の発生・変更・消滅といった個別の権利・義務の関係は、それぞれ、当該受忍義務に係る被疑者等と文書の所持者（捜査機関）との間における民事訴訟法220条3号後段の「法律関係」に該当すると解し得る。

- (ウ) この点について、平成17年最高裁決定は、捜索差押許可状及び捜索差押許可状請求書の法律関係文書性について、「本件各許可状は、これによって相手方らが有する「住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利」（憲法35条1項）を制約して、抗告人（警視庁）所属の警察官に相手方らの住居等を捜索し、その所有物を差し押さえる権限を付与し、相手方らにこれを受忍させるという抗告人と相手方らとの間の法律関係を生じさせる文書であり、また、本件各請求書は、本件各許可状の発付を求めるために法律上作成を要することとされている文書である（刑事訴訟法218条3項、刑事訴訟規則（以下「刑訴規則」という。）155条1項）から、いずれも法律関係文書に該当するものというべきである。」と判示した。また、最高裁判所平成19年12月12日第二小法廷決定・民集61巻9号3400ページ（以下「平成19年最高裁決定」という。）は、「本件勾留状は、これによって相手方X2の身体を自由を制約して、同相手方にこれを受忍させるという抗告人と同相手方との間の法律関係を生じさせる文書であり、また、本件勾留請求に係る勾留請求書は、本件勾留状の発付を求めるために、刑訴規則147条により、作成を要することとされている文書であるから、いずれも抗告人と同相手方との間の法律関係文書に該当するものというべきである」と判示した。同決定について、平成19年最高裁決定に関する最高裁判所判例解説（網川泰毅・最高裁判所判例解説民事篇平成19年度（下）921ページ。以下「平成19年最高裁決定解説」

という。)は、「本決定が、供述調書等について、一般的に、被疑者等と捜査機関等との間の法律関係文書に該当する旨の判示をするものでないこと(すなわち、「捜査法律関係」というような法律関係を観念しているわけではないこと)は、その説示から明らかであり、その射程範囲については、留意をすることが必要である。」としており(平成19年最高裁決定解説937ページ)、刑事訴訟法上の搜索・差押及び勾留につき「法律関係」性を認めたことは、前記(イ)で述べたところと同様の見地に立つものと解される。

#### ウ 民事訴訟法220条3号後段の法律関係「について作成された」文書の意義

(7) 民事訴訟法220条3号後段は、法律関係文書につき、法律関係「に關し作成せられた」とは規定せず、「について作成された」と規定されているところ、この「について作成された」との規定については、①挙証者と文書の所持者との間の法律関係自体、ないしは、その法律関係の構成要件事実の全部又は一部が記載され、かつ、当該法律関係自体の発生・変更・消滅を直接に証明することができる場合には、作成目的を問わないが、②法律関係の発生・変更・消滅を間接に証明することができるにすぎない場合には、特に、その法律関係を明らかにする目的で作成されたことを要すると解するのが相当であり、この解釈は、多くの学説・裁判例において示されている(東京高裁昭和53年11月21日決定・判例時報914号58ページ、大阪地裁昭和54年5月18日決定・判例タイムズ338号102ページ、中込秀樹ほか・改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究227ページ、菊井維大ほか・全訂民事訴訟法Ⅱ619及び620ページ、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅳ第2版408ページ等)。また、ここでいう「目的」とは、

単に作成者の主観的あるいは直接の意図（目的）のみを指すものではなく、作成に係る法令の定めや、文書提出命令申立人と文書の所持者との関係、作成時期、内容等の諸般の事情を総合的に勘案した上、客観的にみてその法律関係を明らかにする目的が存するといえる程度の関連性が認められるか否かという観点から判断されるべきである（前掲兼子・197ページ参照）。

(i) これを刑事事件関係書類に即して具体的にいうと、捜査関係書類には様々な種類のものがあり、捜査関係書類一般の法律関係文書該当性は判断することができず、個々に検討を要する。

そして、例えば、供述調書を含む捜査関係書類が、逮捕状請求、勾留請求、各種許可状請求の際に、当該法律関係（強制捜査）の形成原因である各令状発付の要件の存否の判断に直接の影響を及ぼす事項が記載されたものであり、法律の規定に従って疎明資料とされた場合には、これら疎明資料は、令状請求の場面において、各令状発付の要件を疎明する資料として法令上その提供が求められ、その記載内容は、その要件たる嫌疑や罪証隠滅のおそれ等を証明するものであるといい得るため、逮捕状請求書、勾留請求書等と一体となって被疑者と捜査機関との間の逮捕、勾留等の法律関係を生じさせる文書に該当すると評価され、その限りにおいて法律関係文書性が認められることがある。平成19年最高裁決定が、強姦被疑事件における勾留請求に当たって、刑訴規則148条1項に基づいて同項3号の疎明資料として提出された告訴状及び被害者の供述調書について、勾留状及び勾留請求書とともに、前記強姦被疑事件の被疑者と国との間の法律関係文書に該当するものとしているのも、その趣旨であると解される（平成19年最高裁決定解説936及び937ページ）。

もつとも、令状請求の際に疎明資料として提出されたものであっても、それが単に捜査状況を示すものとして提出されたものであり、令状発付の要件の存否の判断に直接影響を及ぼす事項が記載されていない場合には、当該文書は、令状による権利自由の制約の受忍という法律関係を生じさせる文書であるとも、各令状の発付を求めるために法律上作成を要することとされている文書であるともいえないから、「法律関係文書」には当たらないと解される。

## (2) 本件各対象文書の法律関係文書該当性について

### ア 本件各対象文書は法律関係文書に該当しないと解されること

原告らは、本件各対象文書について、「本件刑事事件における搜索差押ないし逮捕の適法性を基礎づけるために作成された資料である。」(本件文提申立書5ページ)と主張する。

しかし、警視庁公安部警察官において、経済産業省職員聴取メモやC I S T E C職員聴取メモが、法律上作成を要することとされている文書ではなく、また、原告会社に対する搜索差押許可状請求や原告大川原らに対する逮捕状請求の際の疎明資料として用いられていないとすれば(この点、経済産業省職員聴取メモやC I S T E C職員聴取メモには、作成者の署名・押印はないところ、犯罪捜査規範56条1項が、「書類には、特別の定がある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、所属官公署を表示しなければならない。」とし、同3項が「書類(裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。)には、毎葉に契印するものとする。」としていることからすれば、搜索差押許可状請求や逮捕状請求の疎明資料として用いられたとは考えられない。)、本件各対象文書は法律関係文書に該当しないと解される。

### イ 被告国との関係においても、本件各対象文書は法律関係文書に該当しな

## いこと

なお、被告国との関係で本件各対象文書の法律関係文書性について念のため論じるに、経済産業省職員聴取メモは、その写しがいずれも令和3年7月1日付け警視庁公安部警察官作成の捜査報告書13通にそれぞれ添付され、その後、当該捜査報告書が東京地検に送致されたものであるが、東京地検に送致されたのは、塚部検事による本件各起訴後であるから、同検事の本件各勾留請求や本件各起訴の判断材料となっているものではない。

また、CISTEC職員聴取メモは、前記のとおり、そもそも本件要件ハに関する経済産業省の解釈及び運用を明らかにするものといえない上、その写しがいずれも令和3年7月1日付け警視庁公安部作成の捜査報告書4通にそれぞれ添付され、その後、当該捜査報告書が東京地検に送致されたものであるが、東京地検に送致されたのは、塚部検事による本件各起訴後であるから、同検事の本件各勾留請求や本件各起訴の判断材料となっているものでもない。

したがって、被告国との関係において、本件各対象文書は、法律関係文書に該当しない。

- 4 本件各対象文書は民事訴訟法220条4号口の公務秘密文書に該当し、所持者は同条3項後段の法律関係文書としての提出義務も負わないと解されること

### (1) 公務秘密文書と法律関係文書との関係について

仮に、前記3で論じた本件各対象文書の法律関係文書該当性が認められたとしても、文書提出命令申立ての対象文書が民事訴訟法220条4号口の公務秘密文書に該当する場合、同法191条、197条1項1号の各規定の趣旨に照らし、同法220条3号後段の法律関係文書としての提出義務も負わないと解される（最高裁判所平成16年2月20日第二小法廷決定・集民2

13号541ページ、前掲兼子・1198及び1199ページ、前掲秋山・414ページ)。

## (2) 公務秘密文書の意義について

まず、民事訴訟法220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解され(最高裁判所昭和52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁判所昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ参照)、公務員の所掌事務に関する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれる解すべきである。また、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される。(以上につき、最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ参照)

## (3) 本件各対象文書が公務秘密文書に該当すること

ア この点、本件各対象文書には、警視庁公安部警察官職員が経済産業省職員らから聴取したとする第1事件(外為法違反)における噴霧乾燥器(RL-5型)の客観的規制要件該当性等に関する経済産業省職員個人の見解、AGでの議論の状況、警視庁公安部の捜査方針や具体的捜査手法、警視庁公安部の捜査に関する経済産業省職員個人の見解、経済産業省の職員間における議論の内容などが記載されており、これらの内容の中には、経済産

業省において輸出規制に関する業務への影響を勘案して対外的に非公表として取り扱われている事項や、AGにおいて対外公表しない旨の国際的取り決めがなされている事項等が含まれている。すなわち、本件各対象文書には、前記3イ(ア)で述べたとおりの通常の刑事事件において作成される刑事事件関係書類で配慮すべき事項（民事訴訟法220条4号ホの観点）のみならず、多国間での協議に与える影響を考えなければいけない点（同条4号ロの観点）が記載されていることに特殊性がある。

イ そして、とりわけ、国際輸出管理レジームの一つであるAGでの議論の状況に関していえば、経済産業省は、安全保障貿易管理制度の運用のために、国際輸出管理レジームの合意を踏まえて政省令等に反映させることをその事務としているところ、国際輸出管理レジームの一つであるAGについても、他の国際輸出管理レジーム同様、武器や軍事転用可能な貨物や技術（以下「貨物等」という。）が我が国及び国際社会の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれがある者に渡ることを防ぐために輸出等の管理を行うことを目的としている。

そして、そこでは、AGの参加国各国が、その管理対象となる貨物等について議論し、その管理対象について合意を得ていくことになるところ、この議論の過程においては、参加国各国の事情や、貨物等の輸出等を管理しない場合の安全保障上の脅威に関する実態や認識などをすりあわせつつ、合意を形成していくことになる。

すなわち、例を挙げれば、ある国が管理対象として提案した内容について、他の国が、安全保障上の脅威等との関係で過度な規制となるのではないかといった主張をしたり、実効性に欠ける提案内容ではないかなどと主張するなどして意見が対立したような場合には、そこから参加国各国間の協議や交渉によって合意が形成されていくことが想定されるところ、この

ような協議や交渉の過程においては、当然、参加国各国の事情（例えば、輸出管理規制が当該国の産業に与える影響の大小など。）や、貨物等の輸出を管理することに関する安全保障上の認識の差違などがあるため、利害の不一致や衝突が生じ得るのであって、それを調整していくことが必要になる。

そして、参加国間で協議や交渉を通じて合意を形成していくためには、他国に対する理解や、他国との協力関係が必要となるところ、そのためには参加国との間に信頼関係を築くことが必要不可欠となり、このような信頼関係を構築するためには、参加国各国の政府担当者が、協議や交渉の場において、率直に、貨物等の輸出に係る安全保障上の懸念や事実関係など認識の共通化を図り、また、参加国間の利害の対立についても誠実な協議や議論を行うことができる環境が必要であるが、その過程での意見交換や協議の内容が、それが当初から公表することを予定して行われたものでなく、一方的に公開されるようなことになれば、他の参加国からの信頼を損なうことになる。そのため、このような協議や交渉の内容は非公開として取り扱うこととされている。

これに反し、仮に、我が国（経済産業省）がAGの参加国との合意もなく、AGにおける協議や交渉の内容を一方的に公表すれば、参加国との信頼関係が損なわれ、参加国との忌憚のない協議や交渉、意見交換、議論が阻害されることになりかねず、その結果、我が国のその後の安全保障貿易管理制度の運用に係る諸活動に大きな支障をもたらし、我が国の安全保障貿易管理政策に悪影響を及ぼすおそれがある。（以上について、追って提出予定の経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長の意見書参照）

ウ このような性質を有する本件各対象文書の記載内容が、本件文提申立て

との関係で公になれば、経済産業省の有権解釈ではない経済産業省職員個人の見解が一人歩きし、経済産業省における輸出規制の運用に著しい支障が生じるおそれはもとより、前記のとおり、我が国（とりわけ、経済産業省）とAGやその参加国との信頼関係が損なわれ、また、その結果として参加国との情報交換が阻害されることで、交渉上の不利益につながることで、我が国の安全保障貿易管理政策に悪影響が生じるおそれがある（なお、これは民事訴訟法223条4項1号に該当する事情である。）。警察の捜査との関係についても、経済産業省が今後の同種事件において警察が行う捜査に対して機微な情報を提供したり、率直な意見交換をすることを避けざるを得ないこととなるから、その場合には、警察の捜査にも著しい支障が生じるおそれがある。

エ 以上のとおり、本件各対象文書に記載されている国際交渉を含む内容は、警視庁公安部警察官が職務上知り得た非公知の事実である上、実質的にそれを秘密として保護するに値するものであると認められ、その提出によって、公務の遂行に著しい支障を生じる具体的なおそれが存在するといえる。

したがって、本件各対象文書は、「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」（民事訴訟法220条4号ロ）に該当する。

そうすると、本件各対象文書について、仮に法律関係文書に該当するとしても、民事訴訟法220条4号ロの公務秘密文書に該当するから、民事訴訟法191条、197条1項1号の各規定の趣旨に照らし、所持者である相被告東京都は、民事訴訟法220条3号後段に基づく提出義務を負わないと解される。

5 本件各対象文書の所持者である相被告東京都の裁量的判断は尊重されるべき

であり、相被告東京都が本件各対象文書を公にしないと判断しても、その判断には裁量権の逸脱・濫用は認められないこと

(1) 刑事訴訟法47条ただし書の意義

原告は、相被告東京都が本件各対象文書は、「公判開廷前には、これを公にしてはならない」と定める刑事訴訟法47条本文が規定する「訴訟に関する書類」（刑事事件関係書類）に該当するものの、民事訴訟法220条3号後段が規定する法律関係文書に該当し、その提出を拒否することは、刑事訴訟法47条ただし書に係る本件各対象文書の保管者が有する裁量権の範囲を逸脱し又は濫用である旨主張する（本件文提申立書4ないし7ページ）。

この点、平成16年最高裁決定は、刑事訴訟に関する書類のうち、公判に提出されなかった書類（不提出記録）について、刑事訴訟法47条の「本文が「訴訟に関する書類」を公にすることを原則として禁止しているのは、それが公にされることにより、被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーが侵害されたり、公序良俗が害されることになったり、又は捜査、刑事裁判が不当な影響を受けたりするなどの弊害が発生するのを防止することを目的とするものであること、同条ただし書が、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合における例外的な開示を認めていることにかんがみると、同条ただし書の規定による「訴訟に関する書類」を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該「訴訟に関する書類」を公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該「訴訟に関する書類」を保管する者の合理的な裁量にゆだねられているものと解すべきである。」とした上で、「民事訴訟の当事者が、民訴法220条3号後段の規定に基づき、刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当する文書の提出を

求める場合においても、当該文書の保管者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる上記の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。」と判示している。この法理は、平成17年最高裁決定及び平成19年最高裁決定においても踏襲されており、判例上確立した判断枠組みといえることができる。

(2) 相被告東京都が本件各対象文書を公にしないと判断には、裁量権の逸脱・濫用は認められないこと

本件においては、仮に、「刑事事件に係る訴訟に関する文書」（民事訴訟法22条4号ホ）である本件各対象文書が、①民事訴訟法220条4号口の公務秘密文書に該当せず、かつ、②民事訴訟法220条3号後段の法律関係文書に該当するとしたとしても、前記2で述べたとおり、本件各対象文書を取り調べる必要性はない上、前記3で述べたとおり、本件各対象文書を公にすることによって、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある内容のものが含まれているといえる。これを、民事訴訟法220条4号口との関係で見れば、仮に公務秘密文書に該当しないとしても、公務秘密文書に該当するとの判断が著しく不合理でない限り、本件各対象文書の保管者である相被告東京都が、それを公にしないと判断しても、その裁量的判断は尊重されるべきである。そして、本件において、その判断が裁量権の逸脱・濫用に当たるとみるべき事情はない。

以上